

事務連絡  
令和3年1月28日

各  
都道府県  
保健所設置市  
特別区  
地方厚生（支）局  
衛生主管部（局）御中

厚生労働省医政局研究開発振興課

### 再生医療等提供計画等の記載要領等の改訂について

再生医療等の安全性の確保等に関する法律（平成25年法律第85号）による再生医療等提供計画等の記載に係る留意事項等については、「再生医療等提供計画等の記載要領等について」（平成26年11月21日付け厚生労働省医政局研究開発振興課事務連絡（最終改正：令和2年12月25日）。以下「事務連絡」という。）によりお示ししているところです。

今般、再生医療等の安全性の確保等に関する法律施行規則及び臨床研究法施行規則の一部を改正する省令（令和3年厚生労働省令第14号）が令和3年1月28日付けで公布され、同年2月1日付けで施行されることに伴い、事務連絡の別紙1-1（再生医療等提供計画（様式第1）の記載要領等について）を別添1の新旧対照表のとおり、事務連絡の別紙8（細胞培養加工施設の構造設備チェックリスト）を別添2のとおり改訂することとしました。

つきましては、貴管下医療機関及び関係機関等に対し、周知徹底をお願いします。